《ツアーお申し込みの流れ》

1. 申し込む

お電話、ファックス、E-mail、 または日本橋とやま館 WEBページ (申込みフォーム)よりお申込みください。

南砺市観光協会

110 0763-62-1201 FAX 0763-62-1202

nanto-k@p2.tst.ne.jp WEB https://toyamakan.jp/

2. 支払う

1. の方法でお申し込み後、 下記いずれかの振込先にツアー代金をお支払いください。

1 右記振込先へのお振込み。 ※手数料はお客様負扣



●掲載写真は全てイメージになります。

②当協会より送付する「払込用紙」を使い「ゆうちょ銀行」へお支払い。 ※「通常払込」のみ手数料無料

ツアー代金の入金をもって、旅行契約の成立と致します。入金確認後、旅行日程等をお送りさせて頂きます。

NIHONBASHI TOYAMA 日本橋とやま館限定

上質な富山を訪ねる旅 Vol.1









富山の織姫こと、 松井紀子さんがご案内するお蚕さまツアー

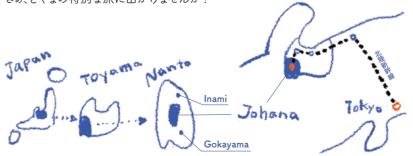
2017年10月28日(土)~29日(日) 1泊2日

日本橋とやま館で、富山のすてきな暮らしに出会ったら、 次は富山に行って、人や食、暮らしや文化に触れてみませんか。 上質な富山を訪ねる旅。

ナビゲーターは富山の伝統産業を担う文化人の方々。

「上質な富山を訪ねる旅」だから入れる所、体験にお連れします。 シリーズのトップは、富山の織姫こと、松井機業6代目見習い 松井紀子さんが 城端の絓絹をテーマに絹織物業が息づく南砺市の城端をご案内します。

さぁ、とやまの特別な旅に出かけませんか?



日本橋とやま館の壁紙には松井機業の絓絹がふんだ んに用いられており、富山の伝統が日本の新しい空 間美を生み出している。

松井 紀子プロフィール

しての活躍を期待されている。

株式会社 松井機業

南砺市城端生まれ。株式会社松井機業6代目見習い。

高校卒業後上京。大学卒業後は家業である絹織物業

を継ぐように言われるも、東京に残り、有意義な社会

人生活を送る。2009年上京した父とともに客先を

訪問したことがきっかけで「人生にリハーサルなど

ない」と思い、1877年より続く家業を継ぐ事に。創

業以来初となる独自ブランド「JOHANAS」を立ち上げ

るなど絓絹の新たな可能性を見出している。今年の

3月には南砺市の文化事業のプロデューサーを務

め、富山の伝統文化を日本各地へ、世界へ伝える要と

約450年以上続く城端絹の伝統を受け継ぎ、今もな

お一貫して絹織物業を行う。絹織物の一種で独特の

風合いを持つ絓絹(*)を利用したインテリア商品や

斜子・紋紗などの表具地、和装用夏用襦袢として使 われる駒絽などの 小幅織物を製造している。

* 絓絹(しけきぬ)とは

まれに二頭のお蚕さんが一つの繭を作ることがある。 この繭から糸を紡ぐと、二頭が吐いた糸が複雑に絡み合い、人の手では表現できない独特の節のある糸にな る。この糸をヨコ糸に使って織り上げたものが結絹。 現在、富山県で絓絹を織る機屋は松井機業一軒のみ。

共通のご案内

- ●定員に達し次第、墓集を締め切ります。
- ●2名様以上のご参加でも隣り合わせの席にならない場合や前後の席になる場合がございます。

旅行条件書

■お申込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

1.募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人南砺市観光協会(以下「当協会」という)が企画・募集し実施する企画旅行 であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。 又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、 下記冬件. 最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2.旅行のお申込み及び契約の成立

(1)お電話、ファクシミリなど通信手段でのご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算 して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込金をお支払頂いた時点での契約成立となります。

(2)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、 その旨お申し出下さい。当協会は可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特 別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

旅行	行代金	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上
おほ	申込金	3,000円~ 旅行代金まで	6,000円~ 旅行代金まで	10,000円~ 旅行代金まで	20,000円~ 旅行代金まで	旅行代金の20%~ 旅行代金

3.確定書面(最終日程表)の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予 定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況 を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。

4.ご旅行代金について

- (1)各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様の代金です。 (2)子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様に適用しますが、利用運送機関が就 学前のお子様にも別途料金設定している場合など、別途子供料金をご負担いただく事があります。 (3)旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。

5.旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない 運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約

(2)運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人 員が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

6.お客様による契約の解除

(1)お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。(2)次に掲げる場合は取

①旅行契約の内容に9項に例示するような重要な変更が行われた場合②5項(1)に基づいて旅行 代金が増額改定されたとき③当協会がお客様に対し3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

取消料•違約金									
旅行開始日の前	前日から起算して	てさかのぼって							
21日目に あたる日 以前の解除 (日帰り旅行に あたっては11日目)	20日目に あたる日 以降の解除 (日帰り旅行に あたっては10日目)	7日目に あたる日 以降の解除	旅行開始日の 前日の解除	当日の解除	旅行開始後の 解除又は 無連絡不参加				
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%				

7. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあ

①旅行代金を期日までにお支払いただけないとき②予め例示した申込条件の不適合が判明したと き③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様 に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき⑤最少催行人員に達 L.なかったとき⑥旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき。

8.旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代な どの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税、施設使用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

9. 当協会の責任について

(1)当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場 合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限ります。天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公庁の

●行程時間は当日の天候や交通状況によって多少前後する場合があります。

3. ご出発当日

ツアー集合場所に

お集まりください。

命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任は負いません。 (2)手荷物について生じた損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対し て申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。

(3)お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものでは

①天変地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送•宿 る機関の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通又は これらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10.旅行中の損害の補償について

当協会はお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中に、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷物 に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

(1) 当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変 更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更保 諸金の額は、1募集型企画旅行について料代金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金 の額が1000円未満の場合支払いません。

の銀が1000円ボータの場合を払いません。 の旅行開始日または旅行終了日の変更②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変 更③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更④運送機関の種類又は会社の変更 ⑤宿泊機 関の種類又は客室の変更⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更

(2)前記に拘らず、変更の理由が5項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払い

各コース毎に明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせて頂きま す。その場合は日帰りコースは4日前、宿泊コースは14日前までにご連絡申し上げます。

(1)特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。

(2)バス利用の場合、ガイドは乗車いたしませんが、係員が同行いたします。

14.個人情報の取り扱いについて

(1)当協会はお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた 旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で 利用させていただきます。その他、当協会は

が用させていたできょり。てい他、当時本は ①当協会及び当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の ご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の 個人情報をご利用させていただくことがあります。(2)当協会及び当協会の各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申し込みの簡素化、催

生じないよう最善を尽くします。

(1)ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますの でご了承ください。

16.旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱責任者にお尋ねください。

※この旅行条件は、2017年8月1日を基準としています。又、旅行代金は2017年8月1日現在の有効 な運賃・規則を基準としています。

旅行企画•実施

富山県知事登録旅行業 地域-1号 一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)正会員

一般社団法人 南砺市観光協会

南砺市、小矢部市、砺波市、富山市、金沢市、白山市、白川村、飛騨市

TEL0763-62-1201 FAX0763-62-1202 E-mail nanto-k@p2.tst.ne.jp

〒939-1842 富山県南砺市野田1058-1 営業時間/8:30~17:30 休業日/年末年始 総合旅行業務取扱管理者/中台雅子 協力:株式会社松井機業 プログラム企画:日本橋とやま館、松井紀子氏+チカソシキ illustration by 由字

日本橋とやま館『上質な暮らしを、富山から』 伝統と革新の交差点、日本橋で、富山発の上質を見て、味わい、体感する。日本橋とやま館は、首都圏と富山をつなぐ情報発信拠点です。

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-2-6 日本橋大栄ビル 1F 代表 03-6262-2723